

「まちライブラリー@大阪府立大学」に係る契約内容見直しの検討

対象受検機関：公立大学法人 大阪府立大学

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)												
<p>1 公立大学法人大阪府立大学（以下「大学」という。）では、平成25年4月より大学の21世紀科学研究機構観光産業戦略研究所が研究活動（社会実験）として行う「まちライブラリー@大阪府立大学（以下「まちライブラリー」という。）に係る一部業務を外部の一般社団法人（以下「受託者」という。）に委託している。</p> <p>2 まちライブラリーは大学の「I-siteなんば」内に当研究所の研究プロジェクトとして、「本を持ち寄りながら新たなコミュニティの創造を目指す場」として設けた会員制のライブラリーで、会員登録すれば入館ICカード（以下「カード」という。）を発行し、誰でも利用可能となっている。</p> <p>3 委託契約の概要</p> <table border="1" data-bbox="261 909 1344 1283"> <tr> <td>委託名</td> <td>「まちライブラリー@大阪府立大学」に係る研究活動の一部業務委託</td> </tr> <tr> <td>委託事業内容</td> <td>仕様書に基づく</td> </tr> <tr> <td>委託期間</td> <td>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>委託金額</td> <td>9,000,000円（月額750,000円、税込） ※精算条項は無し。</td> </tr> <tr> <td>契約報告</td> <td>月度業務報告書を翌月10日までに、年間業務報告書を委託期間終了後30日以内に大学へ提出。</td> </tr> <tr> <td>契約方法</td> <td>随意契約</td> </tr> </table> <p>【仕様書（抜粋）】IV 具体的な業務内容 「まちライブラリー@大阪府立大学」を、大阪の文化拠点、人との出会いや学び合いの場として「大阪と各地域」「まちと人」「人と人」をつなぐ新しいコミュニティの場の創造を目指す。そのために、従来の図書館とは異なり、単なる『本の』集積ではなく、『本を持ち寄る人』や『本にまつわる人』を題材に、卒業生・教職員・学生はもとより、府民・地域の方々が集まり、みんなで育てるライブラリーとして運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア サポーター（府民等）を中心とした運営体制の確立 イ 定期的に開催する“植本祭”を通じた会員の拡大 ウ 各種イベントの企画・運営 エ 本棚の企画展示、配架のデコレーション等の企画 オ 蔵書の寄贈、寄託の受付、関連図書の収集 カ 本学との打ち合わせ協議 <p>※双方の必要に応じて適宜打ち合わせを行うものとする。</p>	委託名	「まちライブラリー@大阪府立大学」に係る研究活動の一部業務委託	委託事業内容	仕様書に基づく	委託期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	委託金額	9,000,000円（月額750,000円、税込） ※精算条項は無し。	契約報告	月度業務報告書を翌月10日までに、年間業務報告書を委託期間終了後30日以内に大学へ提出。	契約方法	随意契約	<p>1 受託者から大学に提出された平成25年度年間業務報告書における委託料の内訳実績によると、受託者はカード購入費用として1枚あたり2,100円を計上している。しかし、平成26年度より受託者が入会者から直接カード実費として徴収することとなった結果、受託者が平成25年度入会者590名のうち平成27年3月31日までに退会しない者（以下、入会継続者）から既に徴収している1人あたり2,500円の金銭は、新制度の入会金として、受託者に留保されることになっている。</p> <p>また、平成25年度委託料の内訳実績額として、900名分のカード購入費用1,890千円が計上されており、入会者数を超えるカードは、受託者に留め置かれている状態である。</p> <p>つまり、入会継続者のカード購入相当額と平成25年度の入会者数を超える310名分のカード購入費用を大学は過大に負担している状態であり、受託者は入会者と大学の双方からカード購入費相当額を受領する状態となっている。</p> <p>2 まちライブラリーで開催するイベント運営費用相当額が委託料に含まれているが、受託者は当該イベント参加費を徴収したり、クラウドファンディング支援金等を集めるなどしている。</p> <p>3 上記について、契約書及び仕様書では精算条項がないことに加え、具体的な業務内容や業務に伴う収入の徴収、取扱いなどについて定めがなく、別途大学と受託者における明文化された取決めもない。そのため、受託者が重複受領しているカード購入費相当額について精算できない状態となっており、受託者が徴収するその他の収入についても大学は関知していない。</p>	<p>契約書における委託業務の定めについて、受託者の試行錯誤に委ねようとする結果、業務内容の記載が抽象的・不十分となり、受託者がカード購入費相当額を重複受領するなど、委託者である大学のコントロールができていない状態である。</p> <p>委託者として適切に受託業務を統制できるように、具体的な委託業務内容や積算の記載、受託者が徴収する金銭の帰属先を含む金銭の取扱いに関する定め記載、精算条項の追加など、契約書及び仕様書の変更などについて、検討されたい。</p> <p>なお、本委託は研究活動（社会実験）として行っているものであることから、研究成果としての知的財産の帰属先を明確化し、研究活動による検証結果をふまえ、委託の実施期間について一定の目処を立てられたい。</p>
委託名	「まちライブラリー@大阪府立大学」に係る研究活動の一部業務委託													
委託事業内容	仕様書に基づく													
委託期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで													
委託金額	9,000,000円（月額750,000円、税込） ※精算条項は無し。													
契約報告	月度業務報告書を翌月10日までに、年間業務報告書を委託期間終了後30日以内に大学へ提出。													
契約方法	随意契約													

キ その他

4 契約書及び仕様書には、委託する業務毎の積算金額の定めがなく、受託者から提出された見積書及び年間業務報告書は以下のとおり。

業務の内訳	見積額 (税込)	報告額(税込)
1 連続フォーラム (植本祭) 企画と成果物印刷	945,000円	743,934円
2 交流イベント運営	2,520,000	2,474,530
3 まちライブラリーセット	262,500	210,000
4 本棚管理	315,000	228,900
5 事務局管理 (事務局人件費、交通費等)	3,150,000	3,007,100
6 パンフレット作製費 (デザイン、印刷)	315,000	187,672
7 ホームページ作成費 (デザイン、印刷)	315,000	207,500
8 ICカード購入	1,102,500	1,890,000
9 事務局消耗品費	75,000	78,916
合計	9,000,000	9,028,552

5 大学は平成26年度も引き続き、まちライブラリーの研究活動に係る業務の一部を本受託者に委託している。

受託者は、平成25年度については、カードの発行に関して、入会者から2,500円を預り金として徴収し、退会時に2,000円を返還することとしていた一方で、大学から委託料の一部としてカード購入費用1名あたり2,100円を受領していた。

平成26年度からは、入会者から3,000円をカード実費として徴収し、退会時に返還しないこととし、受託者からの見積書では、カード購入費用は業務の内訳から除かれている。

(入会金の取扱い)

	平成25年度	平成26年度
入会時徴収金	2,500円 (預り金)	3,000円 (カード実費)
退会時返還金	2,000円 (※1)	なし
入会者数	590名	870名 (※4)
入会者からの徴収金	1,475,000円 (2,500円×590名)	2,610,000円 (3,000円×870名) (※4)
大学の負担 (実績額)	1,890,000円 (※3) (2,100円×900名分)	—

(※1) 平成27年3月31年までに事務局に退会連絡をしない者については、入会時に徴収した2,500円は平成26年度からの新制度における入会金に充当され、当初退

<p>会時返還予定の2,000円は返還されず受託者が収納することとした。</p> <p>(※2) 見積書に基づく。</p> <p>(※3) 委託期間満了後に提出された年間業務報告書添付の予算執行状況に基づく。</p> <p>(※4) 平成26年12月31日時点</p>		
--	--	--

措置の内容

平成27年度の契約において、新たに精算条項を追加した。

また、同契約において、研究成果としての知的財産の帰属先が大学である旨を明確化するとともに、受託者がイベント参加費を徴収したり、クラウドファンディング支援金等を集める場合は、当該費用の収支を大学に報告するよう契約書を変更した。

なお、平成25年度の契約におけるICカード購入費用1,890千円について、受託者と協議の上、平成27年6月12日に覚書を締結し、精算を行った。(7月10日に入金済)

現行の委託契約の実施期間については、当初からの方針通り、3年間(平成25年度～27年度)で終了させることが決定された。

平成28年度以降は床面積を縮小し、書架の管理や会員の登録業務など必要最小限の業務は委託した上で、府民のための社会貢献事業として、大学がまちライブラリーの運営(直営)を行い、イベントや公開講座を実施していくことを決定した。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成26年11月10日から同月14日まで)

府立精神医療センターのPFI事業の契約内容の見直し協議に向けた取組と効果検証

対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立病院機構

事務事業の概要	検出事項	監査の結果												
<p>1 大阪府立精神医療センター再編整備事業の概要</p> <p>大阪府立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）は、施設の老朽化等を理由に再編整備事業を実施し、平成25年度に新病院を開院した。当該整備手法は、財政負担の縮減等を目的とし、PFI手法を採用した。</p> <p>(ア) PFI事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業方式：BTO ・ 総事業費：20,311百万円 ・ 事業期間：平成22年2月19日～平成40年3月31日 (維持管理業務期間：平成25年3月16日～平成40年3月31日) ・ 事業者：大阪ハートケアパートナーズ株式会社（下記事業を行う7社で構成） ・ 延床面積：病院施設 約29,578 平方メートル ・ 施設概要 <ul style="list-style-type: none"> 精神医療センター 支援学校分教室 駐車場、運動場等 ・ 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備関連業務 <ul style="list-style-type: none"> 設計、建築、解体撤去、移転引越 等 維持管理・医療サービス等業務 <ul style="list-style-type: none"> 施設の保守、大規模修繕、警備、食事提供、洗濯、医事 等 <p>(イ) PFI手法の選定時においては、従来手法（PSC）とPFIの財政負担の比較を行い、効果（VFM）を11.4%と評価している。</p> <table border="1" data-bbox="281 1388 1202 1556"> <thead> <tr> <th>手法</th> <th>事業費</th> <th>PFI 対PSC比率</th> <th>VFM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PSC</td> <td>21,509百万円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>PFI LCC</td> <td>19,066百万円</td> <td>88.6%</td> <td>11.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 PFI事業契約における契約内容の見直し条項</p> <p>PFI事業契約書には維持管理・医療サービス等業務に係る契約内容の変更に関して以下の条項が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の改定時の対価及び類似業務の内容の業務の委託費の実勢価格の推移、対価算定の根拠となる患者数や実需要数等その他諸般の事情を勘案して3事業年度に1度見直しのための協議を行う。(第69条) 	手法	事業費	PFI 対PSC比率	VFM	PSC	21,509百万円	—	—	PFI LCC	19,066百万円	88.6%	11.4%	<p>1 3事業年度に1度、維持管理・医療サービス等業務に係る契約内容の見直し協議の時期となっているが、精神医療センターでは、類似業務における委託費についての実勢価格の推移、対価算定の根拠となる患者数や実需要数等、現在の対価と比較するためのデータについて把握できていない。</p> <p>2 財務面での効果検証について、精神医療センターでは、平成25年度末時点でVFMを算定したが、PSCの計算において、PFI事業選定時と比べ実勢の変化は考慮されていない。</p> <p>3 精神医療センターでは、SPCの決算書及び資金収支計画を入手しているものの、財務状況の把握、資金収支計画の実績との比較は実施していない。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>平成25年度から維持管理業務が始まっているが、3事業年度に1度行われる契約内容の変更に関する協議を見据え、必要なデータの収集を行ったうえで、現在のサービス対価の妥当性について検証を実施されたい。</p> <p>事前の効果検証に基づいて約200億円の府費を投じた事業であるため、実績としてPFI事業の効果があることを検証することが必要である。</p> <p>今後、上記契約内容見直しの協議を契機に、その時点の実勢を反映したVFMの再計算など、適宜効果検証を行い、その結果を公表されたい。</p> <p>また、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、SPCが安定的及び継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることを適時確認されたい。</p>
手法	事業費	PFI 対PSC比率	VFM											
PSC	21,509百万円	—	—											
PFI LCC	19,066百万円	88.6%	11.4%											

- ・ 法令の変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により要求水準や業務範囲の変更を求めることができる（第77条）。

3 PFI事業に係る効果検証について

(ア) 業務面での効果検証

- ・ 各PFI事業者から、日報が提出され、施設担当者は日々の業務内容、作業時間等の確認を行っている。
- ・ 精神医療センターは、「大阪府立精神医療センター再編整備事業セルフモニタリング実施要領」を作成し、月次で各PFI事業者がセルフモニタリングを実施するとともに、セルフモニタリングの実施状況を精神医療センターの施設担当者が書類の確認の他必要に応じてSPC担当者へのヒアリング、現場確認等に基づきモニタリングを行い、サービス水準が妥当かを確認している。

(イ) 財務面での効果検証

財務面での効果検証の方法について法令やガイドライン等で定められたものはないが、精神医療センターは以下のとおりVFMを算定し、効果の確認を行っている。

手法	事業費	PFIの 対PSC比率	VFM
PSC	21,509百万円	—	—
PFI LCC	19,066百万円	88.6%	11.4%
実績（見込）額	16,403百万円	76.3%	23.7%

- ・ PFI事業選定時におけるVFMと現状との比較
- ・ 事業選定時において、2.5%と想定していた起債利率が実際には0.8%となったことにより、想定以上に実績見込額が減少している。

(ウ) 事業者の財務状況の把握

精神医療センターは、SPCから事業開始から終了までの20年間の資金収支計画及び監査済みの財務諸表を入手している。

【PFIに係る用語集】

- BTO (Build Transfer Operation)
事業者が施設を建設した後、施設の所有権を公共に移管したうえで、PFI事業者がその施設の維持管理、運営を行う方式。
- LCC (Life Cycle Cost)
プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。
- PSC (Public Sector Comparator)
公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。
提案されたPFI事業が従来型の公共事業に比べ、VFMが得られるかの評価を行う際に使用される。
- SPC (Special Purpose Company)
ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。
PFIでは、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。
- VFM (Value for Money)
PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方のこと。
VFMの評価は、PSCとPFI事業のLCCとの比較により行う。この場合、PFI事業のLCCがPSCを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。

【モニタリングに係るガイドライン（一部抜粋）】内閣府

五 財務状況の把握

管理者等は、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、選定事業者が安定的及び継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることを確認する必要がある。

具体的には、定期的に選定事業者から提出される監査済みの財務諸表について、選定事業の健全な運営を阻害するおそれのある事象あるいは原因がないか確認する。

六 その他

2 モニタリング（監視）等の結果の公表

そもそも、PFI事業は、基本方針においても「特定事業の発案から事業の終結に至る全過程を通じて透明性が確保されなければならない(透明性の原則)」とされ、管理者等は、当該選定事業の実施に係る透明性を確保するため、PFI事業契約等に定めるモニタリング等の結果について、住民等に対し公表することが必要である。

措置の内容

サービス対価の妥当性については、府立病院機構の精神医療センター以外の4病院との比較検証を実施するとともに、物価変動に伴う対価改定の確認を行い、平成27年度から減額改定を実施している。

PFI事業の効果検証については、平成26年度に実勢を考慮したVFMの再検証において、計画を上回るVFMを確認し、その結果をホームページに公表するとともに、モニタリングの結果についても、毎月、ホームページに公表している。

SPCの財務状況については、損益計算書等の財務諸表の検証を行った結果、各損益や各財務指標は健全な数値であり、安定した経営状態であることを確認した。今後とも実勢価格を考慮した財務諸表の検証を実施していく。

専門店街活性化に係る助成金交付についての検証と是正

対象受検機関：一般財団法人大阪府タウン管理財団

事務事業の概要	検出事項	監査の結果									
<p>1 助成金の経緯</p> <p>(1) 一般財団法人大阪府タウン管理財団泉北事業本部（以下「財団」という。）は、A地区に財団が所有するビルに入居する5専門店会（以下「専門店会」という。）の事業を支援するため、昭和63年度から販売促進事業費助成金（以下「販促助成金」という。）を交付、これに加えて平成6年度からは会長会振興助成金（以下「会長会助成金」という。）を交付してきている（平成26年度まで）。</p> <p>(2) 交付当初には要綱等がなく、財団は起案・決裁のみの「伺い定め」によって助成金を交付していた。</p> <p>(3) その後、平成17年度になって、「泉北事業本部専門店街活性化等推進事業助成金交付要綱」（平成17年11月施行、以下「要綱」という。）を制定した。</p> <p>(4) この助成事業は平成26年度で終了予定である。</p> <p>2 助成金の額</p> <table border="1" data-bbox="216 1045 1181 1171"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額(万円)</th> <th>積算内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販促助成金</td> <td>407.5</td> <td>一店舗当たり2.5万円×店舗数+100万円</td> </tr> <tr> <td>会長会助成金</td> <td>100</td> <td>積算根拠なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 要綱で定める助成金の条件</p> <p>○対象事業の要件（第2条）</p> <p>(1) 専門店街の振興ビジョンの策定事業</p> <p>(2) 振興ビジョンの策定のための調査、研究事業</p> <p>(3) 専門店街の活性化及び販売促進の整備に関する事業</p> <p>(4) 前各号に準ずる専門店街の活性化及び販売促進事業で、泉北事業本部長が特に必要と認めた事業</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【財団の見解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販促助成金は専門店街が実施するセールやキャンペーンの広告宣伝等の目的で使用されるため第3号の事業に該当する。 ・会長会助成金は、会長会が他事例の調査や情報交換等の調査研究を行うもので、第2号の「調査、研究事業」に準ずる調査研究事業と位置づけ、第4号の事業に該当する。 </div> <p>○交付率と交付金額（第3条）</p>	種別	金額(万円)	積算内容	販促助成金	407.5	一店舗当たり2.5万円×店舗数+100万円	会長会助成金	100	積算根拠なし	<p>本助成金については、交付当初の「伺い定め」を改め、平成17年度以降は要綱に基づいて交付が行われているが、要綱の規定に合致しないなどの問題点が散見された。</p> <p>1 販促助成金</p> <p>(1) 要綱上、助成対象事業費の2分の1を交付するとされているにもかかわらず、財団は「店舗数×2.5万円+100万円」の積算額を交付している。</p> <p>(2) 「店舗数×2.5万円+100万円」の積算根拠が不明である。</p> <p>(3) 店舗数（123店舗）には、空き店舗（16店舗）が含まれている。</p> <p>(4) 交付は精算交付を原則とし（第7条）、例外的に交付決定額の7割を上限に交付できる（第6条）となっているにもかかわらず、財団は交付決定と同時に全額を支払い、また、精算も行っていない。</p> <p>2 会長会助成金</p> <p>(1) 専門店会が提出した平成25年度事業実施報告書の内訳を見ると、商店会などが主催する行事や会議、旅行等への参加であるが、いずれも専門店会の通常業務と考えられ、助成対象要件の「振興ビジョンの策定のための調査、研究事業に準ずる調査研究事業」とは言い難い。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南防災協会 臨時会議 ・平成25年度堺商店連合会総会 ・堺市商店連合会 青年部会総会参加（ホテルサンプラザ） ・交通安全協会、視察研修会（湯原温泉研修旅行） ・堺まつり前夜祭、堺商人祭り、懇親会参加 ・京阪神堺四都市商連協議会（京都 竹茂楼 京大和 知恩院等） ・堺市商店連合会、教養研修会（京都 京大和 東寺 錦市場見学等） ・堺市商店連合会、新年賀会（ホテル・アゴーラ・リージェンシー） ・堺市商店連合会、研修旅行（三保の松原方面研修旅行） <p>(2) 上記報告書には「有力施設等の視察などを実施」とあるが、財団はそのことを証憑等で確認していない。</p> <p>(3) 要綱上、助成対象事業費の2分の1を交付するとされているにもかかわらず、財団は積算根拠のない定額100万円を交付している。</p> <p>(4) 交付は精算交付を原則とし（第7条）、例外的に交付決定額の7割を</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>本助成金は、ビル所有者の財団が当該A地区専門店会のみを対象とする助成制度であることから、その執行については、要綱に定める要件と手続を厳守することが求められる。</p> <p>しかしながら、本助成金の交付については、要綱に基づいた手続が適切に行われておらず、また、対象要件の審査、助成金額の精算なども要綱の基準に合致しておらず、さらに専門店会の報告書を見る限り、助成金の使途が基準に適合しているとは言い難いことは極めて問題である。</p> <p>以上のことから、財団は、平成25年度をはじめ、これまでに交付した助成金が要綱に基づいて適切に交付され、執行されたかについて検証されたい。</p> <p>検証の結果、不適切と認められる事案が検出された場合は、助成金の返還などの確な是正措置を速やかに講じられたい。</p>
種別	金額(万円)	積算内容									
販促助成金	407.5	一店舗当たり2.5万円×店舗数+100万円									
会長会助成金	100	積算根拠なし									

<p>助成金の交付率を助成対象事業費の2分の1としている。なお、調査研究事業に対する助成金には100万円の上限がある。</p>	<p>上限に交付できる（第6条）となっているにもかかわらず、財団は交付決定と同時に全額を支払い、また、精算も行っていない。</p> <p>(5) 交付申請は、助成事業を実施する1か月前までに行うとされているにもかかわらず、事業実施後1か月経過して提出されており、大幅に手続が遅延している。</p> <p>(6) 交付申請の際に添付すべき「事業計画書及び予算書」が添付されていない。</p> <p>(7) 実績報告は対象事業の完了後、30日以内に報告とされているにもかかわらず、3か月以上経過して提出されている。</p> <p>(8) 実績報告の記載金額がすべて「万円」表記（千円以下切捨）というのは不自然であり、正確な実績数値であるかは疑わしい。</p>	
<p>【泉北事業本部専門店街活性化等推進事業助成金交付要綱】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、泉北地区の専門店街を単位とする専門店会（専門店会が共同して事業を実施する場合を含む。）が、当該専門店街の活性化及び販売促進を目指して行う事業を実施する場合において、一般財団法人大阪府タウン管理財団が当該事業を支援するため、予算の範囲内において専門店街活性化等推進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する場合の手続等を定めるものとする。</p> <p>(助成金の交付対象事業の要件)</p> <p>第2条 助成金の交付の対象とする事業は、専門店会が専門店街の活性化及び販売促進を図ることを目的として行う次の事業（以下「助成事業」という。）とする。</p> <p>(1) 専門店街の振興ビジョンの策定事業</p> <p>(2) 振興ビジョンの策定のための調査、研究事業</p> <p>(3) 専門店街の活性化及び販売促進の整備に関する事業</p> <p>(4) 前各号に準ずる専門店街の活性化及び販売促進事業で、泉北事業本部長が特に必要と認めた事業</p> <p>(助成金の交付率及び交付金額)</p> <p>第3条 助成金の交付率は、助成対象事業費の2分の1とする。なお、調査研究事業に対する助成金は、100万円を上限とする。</p> <p>(助成金の交付申請手続)</p> <p>第4条 専門店街活性化等推進事業を実施するため、助成金の交付申請を行う専門店会（以下「申請者」という。）は、「専門店街活性化等推進事業助成金交付申請書」（様式第1号）に事業計画書及び予算書を添付して、原則として助成事業を実施する1ヶ月前までに泉北事業本部長あて助成金の交付申請を行うものとする。</p> <p>(助成金の交付決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(助成金の概算交付)</p> <p>第6条 泉北事業本部長は、助成金の交付決定を行ったときは、助成事業の円滑な推進を図るため、交付決定額の7割の範囲内で概算交付を行うことができる。</p> <p>(実績報告及び助成金の精算交付)</p> <p>第7条 申請者は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した「専門店街活性化等推進事業助成金の実績報告（精算交付申請）書」（様式第2号）に、泉北事業本部長の定める書類を添えて、助成事業の完了後30日以内に泉北事業本部長に報告しなければならない。泉北事業本部長は、助成事業実績報告書の提出があったときは、これを審査の上適当と認めるときは助成金を交付するものとする。なお、本要綱第6条により、概算交付を行っている場合は、交付決定額と概算交付額の差額の助成金を交付するものとする。</p> <p>(以下略)</p>		

措置の内容

本助成金が適切に交付され、執行されたかについて改めて検証を行った。販促助成金については、要綱に基づいた事務執行は行われていなかったものの、事業実施報告及び各専門店会の販促事業収支決算報告書により交付要綱の目的どおりに執行されていることを確認した。

会長会助成金については、専門店会に対し、本助成金の事業実施報告の支払に関する資料（領収書、参加団体からの精算報告書等）の提出を求めてきたが、専門店会はこれに応じないことから、裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）を活用し、専門店会に対して助成金の根拠資料に基づく執行状況を明らかにすることを求めた。

しかしながら、ADRにおいても本助成金の根拠資料は専門店会から提出されなかったが、財団として専門店会の報告書に記載のある事業実施先への照会を行った結果、全ての確認はできなかったものの、事業参加に係る実績を確認することができた。

平成28年3月に、ADRにおける和解あっせん案として、専門店会が財団に解決金を支払い解決することが妥当との内容が示されたので、財団として顧問弁護士とも相談の上、この和解あっせん案を受け入れるとともに、職員に対してはコンプライアンスの徹底について通知を行った。

今後、財団の要綱等に基づき適切な事務を執行するよう、さらに職員に対する要綱等遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンスや会計事務等の研修の充実・強化を図り、組織全体の意識改善及び適切な業務執行に向けて取り組んでいく。

府営住宅の管理事務に係る不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
株式会社東急コミュニティー	<p>株式会社東急コミュニティー（以下「東急コミュニティー」という。）の藤井寺管理センターでは、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで中・南河内地区の指定管理者として、大阪府営住宅の管理業務を行っている。</p> <p>管理業務の中に、維持補修として大阪府営住宅の空家修繕業務及び緊急修繕業務（平成25年度、計2,837件）があるが、当該修繕業務を実施するに当たって、大阪府と協議をしていたものの、大阪府営住宅の管理運営業務契約書（以下「契約書」という。）で求められている大阪府の事前承認を得ていなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 維持補修を行う場合は、契約書に基づき、大阪府の事前承認を得られたい。</p> <p>【大阪府営住宅の管理運営業務契約書】 （リスク負担） 第10条（略） 2 乙（東急コミュニティー）は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲（大阪府）の承認を得るものとする。 （以下略）</p>	<p>大阪府と協議した結果、今後、契約書第10条1項の別表に含まれる通常の維持補修については、年度毎に大阪府による包括事前承認を得た上で実施することとした。</p> <p>また、同項別表に含まれない仕様変更等を伴う維持補修については、今後あらかじめ書面による大阪府の個別承認を得た上で実施することとした。</p>

随意契約事務の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>一般財団法人 大阪府タウン管理財団</p>	<p>泉ヶ丘地区センター清掃業務委託（平成24年度60,480,000円、平成25年度59,314,500円）については、平成24年度中に駅北エリア、平成25年度中に駅南エリアの売却が予定されており、長期継続契約が不可能であることを理由として、平成23年度まで長期継続契約を結んでいた既存業者との間で単年度の随意契約が締結されていたが、当該業務は、単年度業務として競争入札を行うことも可能であることから、不適切な随意契約である。</p>	<p>【是正を求めるもの】 随意契約を締結する場合は、規程の趣旨に基づいて適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【一般財団法人大阪府タウン管理財団会計規程】 (随意契約) 第56条 次の各号に該当する場合は、競争入札によらず随意契約により契約を締結することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、この法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(以下略)</p> </div>	<p>平成27年度より、財団内の会計事務に関する検査、指導を行っている。資産売却等を進めている施設の各種管理に係る業務委託契約については、売却時期等を考慮しつつ、原則単年度でも競争入札とした。</p>